

事業所内保育園の保育料の考え方

1.基本データ

35歳以下の和楽園正職の平均給与 432万円
 // パートの平均給与 120万円

同収入による市民税所得割課税額 正職 64,300円
 (普通扶養2人で計算)
 パート 0円

2.保育認定子ども(2・3号認定)の利用者負担額

奈良市定義と階層区分 金額は市(区町村) 市民税所得割課税額		学年齢 0~2歳		学年齢 3~5歳		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	生活保護世帯等	0円	0円	0円	0円	
B1	市民税非課税世帯 (均等割・所得割両方非課 税世帯のみ)	ひとり親世帯等	0円	0円	0円	
B2		その他	3,800円	3,700円	2,300円	2,300円
C1	所得割額 48,600円未満	ひとり親世帯等	4,000円	3,950円	2,750円	2,700円
C2		その他	8,000円	7,900円	5,500円	5,400円
D0-1	所得割額 57,700円未満	ひとり親世帯等	6,250円	6,150円	4,650円	4,550円
D0-2		その他	12,500円	12,300円	9,300円	9,100円
D1-1	所得割額 67,000円未満	ひとり親世帯等	6,250円	6,150円	4,650円	4,550円
D1-2		その他	12,500円	12,300円	9,300円	9,100円
D2-1	所得割額 77,101円未満	ひとり親世帯等	9,000円	8,850円	6,000円	5,900円
D2-2		その他	20,000円	19,700円	14,500円	14,300円
D3	所得割額 97,000円未満		22,000円	21,600円	16,000円	15,700円
D4	所得割額 133,000円未満		30,500円	30,000円	18,500円	18,200円
D5	所得割額 169,000円未満		39,800円	39,100円	21,000円	20,600円
D6	所得割額 211,201円未満		46,800円	46,000円	23,300円	22,900円
D7	所得割額 301,000円未満		52,300円	51,400円	24,000円	23,600円
D8	所得割額 397,000円未満		58,300円	57,300円	26,000円	25,600円
D9	所得割額 397,000円以上		64,800円	63,700円	28,000円	27,500円

3.和楽園職員の保育料の考え方

保育園の保育料は、世帯所得で計算されます。和楽園職員の保育料を賦課するにあたっては、公立保育園等のように世帯所得を調査し賦課することは、事務的にも困難であると考え

られるので、定額方式を導入したいと考えています。まず、基準となる正規職員の所得は、35歳未満の全職員の平均給与を基準として世帯に他の所得者の有無によって以下のように決定すればどうか。公立保育園の半額程度の賦課額です。

学年齢0～2歳児

正規職員	配偶者無	月額 3,000 円
	配偶者有・扶養有	月額 6,000 円
	配偶者有・扶養無	月額 12,000 円
パート職員	配偶者無	月額 0 円
	配偶者有・扶養有	月額 3,000 円
	配偶者有・扶養無	月額 6,000 円
一時預かり	1 日	日額 300 円+食材費等

学年齢3～5歳児

	正職・パート	月額 0 円+食材費等
一時預かり	1 日	日額 300 円+食材費等

多子世帯軽減

多子軽減算定対象		第一子	第二子	第三子
配偶者無等	同一生計の子ども	全額	無料	無料
その他	全員 ※1	全額	半額	無料

※1 子どもとは、0歳未満の者をいう。

食材費は、児童育成協会から月額 4500 円を徴収するように指導があります。
4500 円÷22 日≒200 円を徴収する。

共同利用職員の減免制度について

内閣府の調査によると、世帯の所得段階により、3歳未満児の場合には月額0円から8万円まで、3歳以上児の場合には月額0円から77,000円まで設定されている。(現在は、無償化されている。) 厚生労働省「地域児童福祉事業等調査」(2000(平成12)年)によれば、児童1人の世帯における保育料は、月額1万円未満が21.8%、1～2万円が22.1%、2～3万円が32.4%、3～4万円が14.4%、4万円以上が9.4%となっている。また、認可外保育施設を利用した場合には、保育所よりも保育料負担が重く、全体の約6割は月額3万円以上となっている。

児童育成協会が定める月額保育料37,100円という料金は、奈良市の保育料で言えば、世帯所得割額133,000円以上169,000円未満にあたる。夫婦と子ども2人世帯での所得が600万円前後の所得となる。この所得金額は、保育園児を持つ子育て世代(30歳前後)の合算所得としては、高額であると思われる。児童育成協会が定める月額保育料を徴収していくと、公立保育園の保育料と格差が生まれ、保育料の高額を理由に共同利用の園児の獲得が困難になります。そこで、共同利用の園児にも、所得による減免制度を設け、公立保育園の保育料と大きな差異の無いようにしていきます。

所得割額(世帯所得)	減免額	保育料
所得割額 48,600円未満	29,100円	8,000円
所得割額 67,000円未満	24,600円	12,500円
所得割額 77,101円未満	17,100円	20,000円
所得割額 97,000円未満	15,100円	22,000円
所得割額 133,000円未満	6,600円	30,500円
所得割額 133,000円以上	減免無	37,100円

*ただし、所得割額77,101円未満のひとり親世帯等については、保育料を2分の1とします。

*所得については、最新の課税証明で所得の証明を行います。

6月31日までの保育料 前々年の課税証明により保育料算定

7月1日からの保育料 前年の課税証明により保育料算定

税金について

給与から控除されている税金には、種類があります。今回の保育料に影響するのは、市民税の所得割額です。

まず、給与から控除される税金には、所得税と住民税があります。住民税には市民税と県民税があります。市民税には、所得割額と均等割額があります。世帯全体のこの所得割額の合算が上記金額に該当する場合は減免されることになります。